

「事業用大規模建築物における再利用計画書」等の記入方法について

1 「事業用大規模建築物における再利用計画書」について

《表面の書き方》

記入欄	説明
在館人員	その建築物を1日に利用する平均人数を記入してください。
建築物の用途	「共用部分」とは、階段、エレベーターホール、機械室等、どの用途にも属さない部分を指します。これらの面積も事業用床面積の合計に含めてください。（建築物の中に住居が含まれる場合には、住宅部分と事業用部分の床面積比率に応じて事業用の共用部分面積を求めてください。）
ごみの減量及び再利用の現況	建物内で実施しているごみの減量、リサイクル等に関する取り組み等を記入してください。（例：裏紙の活用、ポスターによる分別啓発など）
今年度計画	再利用計画書（裏面）の前年度実績や現在の取り組み状況等を踏まえ、今年度の計画・目標を立ててください。
講習会受講歴	廃棄物管理責任者の方が、過去に大田区の廃棄物管理責任者講習会を受講したことがある場合は「有」を○で囲み、受講年月日と修了証書の番号を記入してください。修了年月日と修了証書番号が不明な場合は、おおよその受講年月のみ記入してください。 ※ 受講歴が確認できない場合、廃棄物管理責任者講習会の受講対象となる場合があります。

- ・テナント等が独自に処分している分も含め、建築物全体から出る廃棄物について記入してください。
- ・複数の建築物が同一敷地内又は近接地において共通の用途に使用され、廃棄物の処理及び保管が一体として行われている場合に限り、1枚の計画書にまとめて提出することが可能です。（学校、病院、工場等）

《裏面の書き方》

「前年度実績」欄	「今年度計画」欄
令和5年度中に排出されたごみ量の実績状況を記入してください。	令和5年度の実績を基に、令和6年度の再利用計画を記入してください。

「発生量」欄	「再利用量」欄	「廃棄量」欄
発生したごみ量を種類ごとに記入してください。	「発生量」のうち、再利用目的に処理される量を記入してください。	「発生量」のうち、再利用されずに廃棄処分される量を記入してください。

$$\text{発生量} = \text{再利用量} + \text{廃棄量}$$

- ・数値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示してください。
- ・数値が0.05未満の場合、切り上げて0.1とします。ただし0.01に満たない場合は0とします。
- ・単位はトンで表示してください。
（例 1.07 トン→1.1 トン 1.01 トン→1.0 トン 0.01 トン→0.1 トン 0.009 トン→0 トン）
- ・紙類は、種別ごとの量を記入してください。種別ごとの量が不明な場合は、実際に種別ごとの量を2週間以上計量し、種別ごとの重量比率に基づき、全体量を案分し重量を算出してください。

各項目の詳細は以下のとおりです（番号は再利用計画書中の番号に対応しています）。

種 類		内 容
可燃物	①コピー用紙・OA用紙等 (内 廃棄・機密文書)	OA用連続帳票を含む。色付きOA用紙は含まない。 「①コピー用紙・OA用紙等」のうち、溶解処理した機密文書又は全量が溶解処理され再利用される廃棄文書
	②雑誌・パンフレット・色付き紙	色付きOA用紙、板紙を含む。 カラーの折込チラシは含まない。
	③新聞紙・折込チラシ類	
	④段ボール	
	⑤その他の紙類	①～④以外の、封筒類、シュレッダーくず、ミックスペーパーなど
	⑥紙類計(①～⑤の計)	(内 廃棄・機密文書)は、①の重量に含まれるため、合計しない。
	⑦厨芥類 (茶殻、残飯等の生ごみ)	飲食店や社内食堂から出る生ごみや社員の出した残飯や茶殻など
	⑧木・草・繊維等 (①～⑦以外のもの)	草木や繊維の他に、一般廃棄物の「しさ・ふさ、動物死体、医療廃棄物」を含む。 ※「しさ」とは、スクリーンで除去された夾雑物・固形物など。「ふさ」とは、貯留槽等の 水面に浮かんでいるカス。
	⑨可燃物計(⑥～⑧の計)	
不燃・焼却不適物	再生利用物 ⑩飲食用びん類	従業員や来客、観客などの <u>飲食に伴って排出されるもの</u> （ベンダー業者が自動販売機等から回収するものを含む）。ただし、飲食用以外のびん・かん類は「⑰その他B」に含める。
	⑪飲食用かん類	
	⑫ペットボトル	
	⑬食用油	
	⑭再生利用物計(⑩～⑬の計)	
	⑮弁当がら等	従業員や来客、観客などの <u>飲食に伴って排出されるプラスチック製容器、ビニール製容器(袋)</u>
	⑯その他A(焼却残灰・汚泥)	一般廃棄物の「焼却残灰」及び「し尿混じりの汚泥」(該当する廃棄物を○で囲む。) ※現在、法により野外焼却は原則禁止されています。焼却炉に関することは大田区環境対策課にお問い合わせください。<電話 03(5744)1369>
	⑰その他B	産業廃棄物のうち「燃え殻、汚泥(し尿混じりを除く)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん」(産業廃棄物一覧表を参照)
⑱不燃物等計(⑭～⑰の計)		
⑲特定の事業活動に伴う可燃物	産業廃棄物のうち特定の事業者から排出される「木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の糞尿、動物の死体」(別紙 産業廃棄物一覧表中の「特定の事業活動に伴うもの」を参照) 【例】製本業や出版業から排出される紙くず、食品製造業から排出される動植物性の不要物、貨物流通のために使用した木製パレット	
総合計(⑨+⑱+⑲)		
粗大ごみ(家具、什器類など)		事業所から出たロッカーや事務机など家具・什器類

2 「ごみ処理・リサイクルフロー図」について

フロー図裏面の記入例を参考にして、廃棄物の処理の流れについて記入してください。特に、収集運搬業者と中間処分先及び最終処分先は必ず記入してください。

3 「廃棄物管理責任者選任届」について

- ・ 人事異動等で廃棄物管理責任者が変更となった場合に提出してください。
変更がない場合は提出不要です。
- ・ 建築物の使用を中止するなど廃棄物管理責任者が不要になった場合は、その旨を事由欄に記載し、提出してください。
- ・ 年度途中に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に、建築物の所在地を管轄する清掃事務所へメール、郵送又は直接持参し、提出してください。
- ・ 講習会受講歴については、本書「1 事業用大規模建築物における再利用計画書について」の「《表面の書き方》」を参照してください。

4 「月別ごみ量記録票」について

建築物から発生するごみ量を自ら把握するための様式ですので、提出は不要です。

大田区が立入指導を行なう際には、毎日、あるいは収集時など定期的にごみ量を把握されているか確認しますので、この記録票を参考に建物から排出されるごみ量を自ら把握してください。

※ 記入方法

- ・ 各欄には、計量したごみ量、ごみ袋や容器の数を記入してください。
- ・ ごみ袋や容器の数を記入する場合は、ごみ袋や容器 1 個あたりの重さを 2 週間ほど計量して、平均量を算出し「※」欄に記入してください。月末に袋数や容器数にその平均量を掛けて重さを算出し、月間のごみ量として記録してください。
- ・ “紙類”の各種別の内訳は、裏面に記入してください。紙類の各種別の重さが不明な場合は、実際に種別ごとの量を 2 週間以上計量し、紙類全体に占める種別ごとの重量比率に基づき、全体量を案分し、種別ごとの重量を算出してください。

5 区ホームページでの提出様式掲載について

「事業用大規模建築物における再利用計画書」、「ごみ処理・リサイクルフロー図」及び「廃棄物管理責任者選任届」の様式は、大田区ホームページ（トップページ→ごみ・リサイクル→事業系のごみ・資源→再利用計画書・リサイクル計画書（ダウンロード）からダウンロードすることができます。

※ご不明の点等は、管轄の清掃事務所までご連絡ください。

産業廃棄物一覧表

法第2条第4項、政令第2条

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他の焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く。)、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 銑さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③PCBが染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの(リース後の木製家具・器具類) ⑤貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)
	15 繊維くず (天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの(羊毛くず等の天然繊維くず) ③PCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなどを含む。
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

※一般廃棄物は上記の産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。